

○未決拘禁者に対する司法修習生の接見について

昭和二十五年八月二十三日  
刑政長官通牒  
矯保甲第一三二三号

司法修習生（昭和二十三年八月最高裁判所規則第十五号司法修習生に関する規則参照）が、刑務所、少年刑務所及び拘留所においてその修習のため接見を願出した場合には指導に当る弁護人が同行しその補助をなす場合に限り立会人なくして接見を許されるよう御配慮願いたい。